

中央社会保険医療協議会 意見陳述資料

消費税率引上げに伴う薬価改定
に対する意見

2018年10月17日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会

はじめに

- 2018年度の薬価制度の抜本改革は、薬価を引き下げる方向に偏ったものとなったと言わざるを得ず、非常に厳しい見直しが行われたと認識している。
- 次期薬価制度改革において、イノベーションが推進され、医療の質の向上に資するものとなるよう、改善に向けた検討が行われることが不可欠であり、特に、新薬創出等加算の品目要件及び企業要件について改善が必須であると考えます。
- こうした中、実施が検討される2019年度の薬価改定は、2019年10月の消費税率引上げへの対応を目的として行われる臨時異例の改定であることを踏まえた、慎重な検討が必要である。

消費税率引上げに伴う薬価改定の時期について

- 2018年度の医薬品価格調査は、予算編成の観点から2017年と同様のスケジュールで実施することとされたが、2019年10月の消費税率引上げへの対応を目的とした特例的な調査であり、その目的以外に調査結果を用いることがあってはならない。
- 消費税率引上げに伴う薬価改定は、医療機関等の実質的な負担が増すことがないように、消費税率引上げ分を適切に薬価へ転嫁することを目的として実施するものである。
- 上記の目的に照らし、消費税率引上げに伴う薬価改定は、2019年10月に実施されるべきものである。

消費税率引上げに伴う薬価改定の方法について

- 2019年度の消費税率引上げに伴う薬価改定は臨時異例の改定であり、2年に1回の通常改定とは位置づけが異なるものである。
- 上記を踏まえ、当改定においては、消費税率引上げ分を適切に上乗せするとともに、新薬創出等加算、基礎的医薬品、及び最低薬価の対象となる品目については薬価を維持する措置を実施することとし、長期収載品に係る追加的な引下げや再算定、新薬創出等加算の累積額の控除などは実施すべきではないと考える。